

## 災害廃棄物の埋立処分に関する個別評価の国への申請について

## 1. 申請内容

東日本大震災で生じた災害廃棄物（焼却によって生じる焼却灰）の埋立処分に関する個別評価について、国（環境省）へ申請し、下記対象処分場への受入の安全性の評価を得る。

対象処分場	尼崎沖処分場	泉大津沖処分場
対象エリア	先端部（未竣工区域）	ポンド隣接部（未竣工区域）
対象面積	10ha	1.8ha
想定埋立量 (焼却灰ベース)	約28万トン	約2万トン
図面	図1	図2

## 2. 申請理由

平成24年3月27日付けで、国の個別評価を前提に取り組むよう、関西広域連合から大阪湾広域臨海環境整備センター（以下「センター」という。）に要請があった。

この要請を受けて、センターでは、4月21日に、国の個別評価に向けて協力して進める旨を関西広域連合に回答し、「検討にあたっての基本方針」を定めて、4処分場で検討し、6月29日の理事会で検討状況の中間報告を行った。


センターでは、引き続き、港湾管理者との調整や処分場の特性を踏まえた検討を進めた結果、基本方針を満たすのは、尼崎沖処分場と泉大津沖処分場であると判断し、港湾管理者に示したところ、この度、両処分場の当該港湾管理者から個別評価申請の了解を得たことから、国に申請を行うこととする。



# 図1. 尼崎沖処分場


平成23年8月撮影



 災害廃棄物埋立対象エリア

 管理型区画

 安定型区画

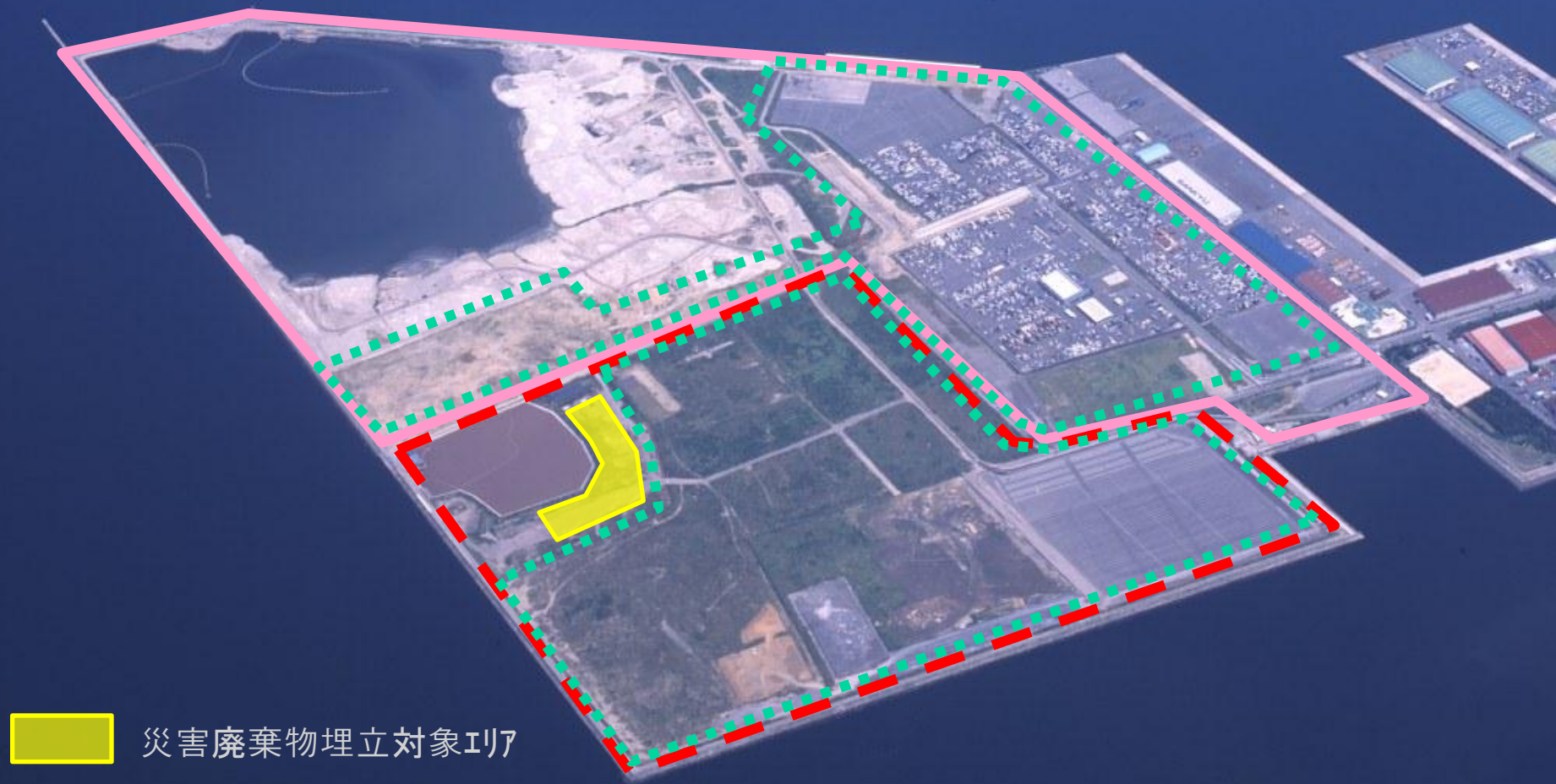
 埋立竣功区画

平成24年3月現在


	計画量(千m <sup>3</sup> )	埋立量(千m <sup>3</sup> )	進捗率(%)
管理型区画	4,782	4,683	98%
安定型区画	11,000	10,236	93%
合計	15,782	14,919	95%

# 図2. 泉大津沖処分場

平成23年8月撮影



 災害廃棄物埋立対象工区

 管理型区画

 安定型区画

 埋立竣功区画

平成24年3月現在

	計画量(千m <sup>3</sup> )	埋立量(千m <sup>3</sup> )	進捗率(%)
管理型区画	10,800	10,382	96%
安定型区画	20,000	17,268	86%
合計	30,800	27,650	90%

## 大阪湾広域臨海環境整備センターにおける 個別評価に向けた災害廃棄物埋立処分方法の検討について

### 1 取組状況

(平成24年)

- ・3月27日：関西広域連合が、災害廃棄物の具体的な受入方法・処分方法等を検討して国の個別評価を前提に取り組むことを大阪湾広域臨海環境整備センター（以下「センター」という。）に要請  
（\*別途奈良県からも、5月に同様の要請があった。）
- ・4月3日：関西広域連合本部事務局が、要請内容をセンターに説明
- ・4月20日：環境省及び関西広域連合と事前協議を開始
- ・4月21日：センターが、国の個別評価に向けて協力して進める旨を関西広域連合に回答
- ・4月25日：国立環境研究所主催の「海面埋立処分場の管理に関する勉強会」に参加
- ・4月26日：国立環境研究所において個別評価に向けた事前協議を実施  
関西広域連合が、第19回関西広域連合委員会において、センターの検討にあたっての基本方針を公表
- ・5月2日：センター内に4処分場における埋立処分・運搬方法等を検討する「災害廃棄物受入処分方法検討会議」を設置
- ・5月15日：センターが、関西広域連合の要請内容を4港湾管理者に説明
- ・6月8日：センターが、4港湾管理者の土地利用等に関する意見を集約
- ・6月29日：センター理事会を開催し、4処分場における検討状況を報告
- ・6月30日：関西広域連合議会が開催され、連合長等がセンターの検討状況を答弁
- ・7月9日：個別評価を行う2処分場について、港湾管理者と協議を行った

### 2 検討にあたっての基本方針

- (1) 周辺環境に放射性セシウムを出さないことを原則とする。
  - ・飛灰については、放射性セシウムが溶出しやすいため、水と接触させない措置を講じる。
- (2) 将来の土地利用に支障をきたさないよう配慮する。
  - ・土地利用用途が緑地である区域を中心に検討する。
- (3) 他の廃棄物と分離し、埋立場所が特定できるようにする。
- (4) 受入～運搬～埋立処分の一連の処理工程において、災害廃棄物用の新たな手法を導入する。（現状システムでは①水との接触防止、②他の廃棄物との分離はできない。）

### 3 個別評価を実施する処分場の選定経緯

センターでは、港湾管理者の意見や処分場の特性を踏まえて、4 処分場で検討を行ってきた。

センターの検討にあたっての基本方針を踏まえた検討結果は以下のとおりである。

#### (1) 水と接触させない措置を講じる

陸域化した区域が対象となり、尼崎沖処分場、泉大津沖処分場、神戸沖処分場が該当し、大阪沖処分場は対象外になるものと考えられる。

ただし、神戸沖処分場で現在陸域化している部分で受入れが可能な区域は、埋立途上であり、地盤沈下が著しく、将来水との接触の恐れがあることから、対象外になるものと考えられる。

#### (2) 将来の土地利用に支障をきたさない

災害廃棄物の埋立てを行うと、掘り返すことができなくなり、長期間にわたって土地の形状変更が制約される。そのため、土地の利用は表面に限られることから、将来の土地利用計画で緑地となるとところが対象になると考えられる。

神戸沖処分場で現在陸域化している区域は、大部分が緑地以外の土地利用計画エリア（港湾関連用地等）であり、対象外になるものと考えられる。

#### (3) 他の廃棄物と分離し、埋立場所が特定できるようにする

大阪沖処分場を除いた3 処分場では、処分方法を工夫することで可能と考えられる。

#### (4) 受入・運搬・埋立処分の災害廃棄物用の新たな手法を導入する

神戸沖処分場並びに大阪沖処分場では、海上輸送に限られるが、他の廃棄物と分離するための新たな輸送システムの構築が必要となり、安全面・予算面・時間面等の課題が多くあることから、対象外になるものと考えられる。

以上のことから、センターの基本方針を満たす処分場は、尼崎沖処分場と泉大津沖処分場となることから、両処分場を個別評価の対象として選定した。

両処分場において対象となる区域の面積は、尼崎沖処分場では、先端部の緑地である10haとなり、泉大津沖処分場は、ポンド部（13ha）から水域部及び排水処理施設用地等（11.2ha）を除いたポンド周辺の緑地である1.8haである。

なお、この両処分場で受入れを行う際には、廃棄物処理法、センター法、公有水面埋立法の許認可を得る必要がある。



(参考) 埋立処分場(管理型)の埋立進捗状況・災害廃棄物の受入・処分の課題等

処分場名等	区域名(面積) 【土地利用計画】	陸域化	廃棄物 埋立 終了	埋立 竣工	受入・処分の課題	港湾管理者の意見
尼崎沖 埋立処分場	竣功区域(16ha) 【港湾関連用地、 工業用地等】	○	○	○	・竣功した土地は、港湾管理者に帰属しており、センターでの受入不可。	<b>【風評被害】</b> ・漁協の了解が得られ、風評被害を出さない万全の対策をお願いする。 ・港湾活動、漁業活動に悪影響を及ぼさないよう、万全の対策をお願いしたい。 ・風評被害により、現在の国内外からの入港船舶数や取扱貨物量、周辺の土地利用等に影響が出ないよう国と一体となった取組みを進めてください。 なお、風評被害により将来の土地利用に支障が生じた場合には、国に対して補償を求めてください。  <b>【関係者への説明】</b> ・災害廃棄物受入れにあたっては、市民、港湾・漁業関係者等に対して安全性等の十分な説明をお願いしたい。 ・災害廃棄物の受入れにあたっては、市民のほか港湾関係者、漁業関係者等に対しても安全性等を十分に説明してください。  <b>【土地利用】</b> ・将来の土地利用に支障をきたさないよう緑地等での処分の検討をお願いする。 ・将来の土地利用計画に支障を来さないよう、例えば緑地等での処分の検討をお願いしたい。 ・竣功区域は、多目的広場として利用。また、芝生広場及びメガソーラー用地として整備中。 ・災害廃棄物を埋め立てたエリアについては、埋め立てた廃棄物中の放射性物質が安全なレベルまで低減するまで継続的な管理を実施してください。  <b>【津波等】</b> ・災害廃棄物受入検討と併せて、津波・高潮等の自然災害に対する対策を早急に検討頂きたい。  <b>【基本的な考え方】</b> ・災害廃棄物の受入れにあたっては、「関西広域連合における東日本大震災の災害廃棄物処理に関する考え方」で定めた事項を必ず順守してください。 なお、大阪府下において受け入れる場合には、「大阪府域における東日本大震災の災害廃棄物処理に関する指針」で定めている事項についても必ず順守してください。 ・水と接触させない措置を講じる等としている大阪湾センターの「検討にあたっての基本方針」を踏まえること。
	埋立計画量 480 万 <sup>m</sup> 埋立面積 33ha	ポンド等(7ha) 【工業用地等】	△	○	・ポンドは処分場廃止まで残す必要があり、受入不可。	
泉大津沖 埋立処分場	先端部(10ha) 【緑地】	○	○	・尼崎市へ廃掃法の処分場設置変更許可申請(ミニアセス含)が必要。 ・基本計画の変更が必要。 ・港湾管理者の公有水面埋立免許の変更が必要。		
	埋立計画量 1080 万 <sup>m</sup> 埋立面積 65ha	竣功区域(52ha) 【緑地】	○	○	・竣功した土地は、港湾管理者に帰属しており、センターでの受入不可。	
神戸沖 埋立処分場	ポンド部(13ha) 【緑地】	△	○	・ポンド部(水域)は処分場廃止まで残す必要があり、受入不可。 ・ポンド部(陸域)は、狭小な部分であり、将来ポンドの拡張に活用する可能性もある。 ・また、尼崎沖同様、法的手続きが必要な上に、ポンドの安定確保、津波対策として矢板で囲むなどの対策が必要。		
	埋立計画量 1500 万 <sup>m</sup> 埋立面積 88ha	陸域部(39ha) 【港湾関連用地等】	○		・大部分が緑地以外の土地利用計画エリアであり、受入不可。 ・津波対策として矢板で囲むなどの対策が必要。 ・処分場までの輸送が海上輸送に限られる。 ・現状では陸域部の地盤沈下が著しく、将来水との接触の可能性が高い。	
大阪沖 埋立処分場	水域部(49ha) 【港湾関連用地、緑地等】			・廃棄物を水と接触させずに受入れることは困難。 ・処分場までの輸送が海上輸送に限られる。 ・津波対策として矢板で囲むなどの対策が必要。		
	埋立計画量 1400 万 <sup>m</sup> 埋立面積 95ha	陸域部(5ha) 【危険物取扱施設用地、 緑地等】	○		・護岸周辺の狭小な部分であり、受入不可。 ・処分場までの輸送が海上輸送に限られる。	
	水域部(90ha) 【危険物取扱施設用地、 緑地等】			・廃棄物を水と接触させずに受入れることは困難。 ・処分場までの輸送が海上輸送に限られる。		